



家のことで、気になることはありませんか？



自宅の管理や家の相続などの住まいの問題解決に向けてお手伝いをします。

予防と管理

留守宅の 放置予防

一人暮らしの人が長期入院や施設入所するなどさまざまな事情で長い間、自宅が空き家になってしまうことも考えられます。そうした「留守宅」の管理のため、「空き家管理事業者」では、家屋の点検や風通し、時々の通水、郵便物の確認や除草などのサービスを提供しています。



活用

売りたい・貸したい

維持管理が大変な人、家族構成や健康状態の変化に合わせて住み替えを検討している人には「空き家バンク」制度があります。「売りたい人や貸したい人」に空き家の情報を登録してもらい、市が「売買や賃貸の仲介をしたい不動産業者」を募って引き合わせる制度です。売買などの契約に関する仲介を行う不動産業者は、市と協定を結んでいるので安心です。

講座

終活応援講座 「住まいのこと」

テーマは、「住まいの将来を考える～私がいなくなったら」。空き家にしないための対策や管理、活用について学びます。10月17日(月)10～12時、ウェルとばた12階(戸畑駅前)で。定員30人。申込9月20日から北九州市社会福祉協議会 ☎882・6211へ。



空き家活用に関するお問い合わせは **問** 建築都市局空き家活用推進課 ☎582・2777

空き家の予防・管理・活用についてはコチラ▶



介護や体のことなどで、不安に感じていることはありませんか？

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じる「地域包括支援センター」があります。高齢者ご本人だけでなく、家族や地域の人からの相談も受け付けています。

保健・医療・福祉・介護の専門職である、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが相談に応じます。

こんな相談を受け付けています

- 介護・医療などが心配
- もの忘れが少し気になる
- よく転倒するようになった
- ヘルパーやデイサービスを利用したい
- お金の管理に自信がない

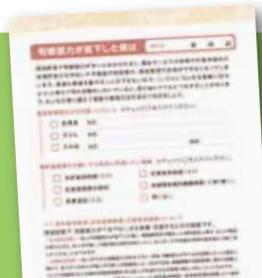
地域包括支援センター相談窓口 月～金曜日の8時30分～17時(祝・休日、年末年始は除く)

各センターは、担当地域ごと(市内24カ所)に設置しています。担当地域は、「くらしの便利情報(市政ガイドブック)」や市のホームページなどから確認できます。また、市に登録した介護施設などにも無料で相談に応じる「まちかど介護相談室」があります(土・日曜日に相談可能な施設もあり)。詳しくは**問**を。



▲地域包括支援センターの一覧はコチラ

地域包括支援センターに関するお問い合わせは **問** 保健福祉局地域福祉推進課 ☎582・2060



お金の管理や契約などで、心配なことはありませんか？

判断能力が不十分な人が、日常生活を送るうえで財産の管理や生活に関して自分で対応することに不安を感じる場合があります。そのような人が自分らしく安心して暮らせるように、成年後見人等が本人に代わって、生活の見守りや財産管理の支援を行う制度があります。

▼成年後見人等にできることは？

- 預貯金や不動産などの管理
- 生活に必要な支払いや受け取り
- 本人にとって不利益な契約の取り消し
- 福祉・介護サービスなどの利用契約の締結
- 入院や施設入所の手続き

▼成年後見人等ってどんな人？

成年後見人等は、本人のためにどのような支援が必要かなど、本人を取り巻く状況に応じて、家庭裁判所が選任します。

成年後見人等は、このような人から選ばれます

親 族

市民
後見人

専門職

法 人

成年後見制度に関するお問い合わせは **問** 北九州市成年後見支援センター ☎882・9123



はじめの一步～「終活」について相談してみよう

終活無料相談

終活に関する相談に相談員が応じます。10月5～26日の毎週水曜日13～16時、ウェルとばた7階(戸畑駅前)で。定員各日3人。申込9月22日から北九州市社会福祉協議会 ☎882・6211へ。

相続や遺言、成年後見などに関する無料相談会

行政書士が応じます。10月1日(土)10～16時、毎日西部会館5階(小倉北区紺屋町)で。定員20組。申込9月17日から福岡県行政書士会北九州地区協議会 ☎080・1761・9113へ。担当報室広聴課 ☎582・2525。